

第16節 形態5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
DSM-L形専用サービスノード装置 (DSM-L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします

(伝送装置間インタフェース仕様)

第78条 伝送装置間インタフェース仕様は第52条(伝送装置間インタフェース仕様)の規定を準用します。

ただし、DSM-L形専用サービスノード装置については技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第79条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。